

別表第15 加算を受ける職員及び加算割合

給料表	職員	加算割合
事務職給料表	職務の級8級の職員	100分の20
	職務の級7級及び6級の職員	100分の15
	職務の級5級及び4級の職員	100分の10
	職員の級3級の職員	100分の5
研究職給料表	職務の級5級の職員	100分の20
	職務の級4級の職員	100分の15
	職務の級3級の職員及び 職務の級2級の職員で理事長の定める職員	100分の5 (職務の級3級の職員のうち理事長の定める職員にあっては100分の10)
医療職給料表(1)	職務の級4級及び3級の職員	100分の15 (職務の級4級の職員のうち理事長の定める職員にあっては100分の20)
	職務の級2級の職員	100分の10
	職務の級1級の職員で理事長の定める職員	100分の5
医療職給料表(2)	職務の級6級の職員	100分の15
	職務の級5級の職員及び 職務の級4級並びに3級の職員で理事長の定める職員	100分の5 (職務の級5級の職員のうち理事長の定める職員にあっては100分の10)
医療職給料表(3)	職務の級6級の職員	100分の15
	職務の級5級の職員及び 職務の級4級並びに3級の職員で理事長の定める職員	100分の5 (職務の級5級の職員のうち理事長の定める職員にあっては100分の10)
医療職給料表(4)	職務の級4級の職員	100分の10
	職務の級3級の職員で理事長の定める職員	
	職務の級3級の職員で理事長の定める職員	100分の5
	職務の級2級の職員で理事長の定める職員	
医療職給料表(5)	職務の級5級及び4級の職員	100分の10
	職員の級3級の職員	100分の5
技能職給料表	職務の級6級の職員で理事長の定める職員	100分の10
	職務の級5級の職員で理事長の定める職員	100分の5